

黒潮町公告第25号

「黒潮町道の駅基本構想策定業務委託」について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年7月1日

黒潮町長 松本 敏郎



1. 業務概要

(1) 業務名

黒潮町道の駅基本構想策定業務委託

(2) 業務目的

道の駅は、道路利用者への休憩機能など安全で快適な道路交通環境の提供及び災害時の防災拠点、さらに地方創生・観光を加速する拠点（地域経済発展や地域連携）となる重要な施設となります。

そのため、基本構想の策定にあたっては、十分な経験、独創性、柔軟性及び専門的な情報収集・分析などが求められます。

このことから、受託事業者の選定は応募者の特性を活かした提案を比較検討するため、プロポーザル方式により実施します。

(3) 業務内容

別添「黒潮町道の駅基本構想策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(6) 業務委託料の上限額

9,570,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加要件

(1) 本業務の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる事業共同体の組織とする。

(2) 事業共同体の結成要件

- ① 自主的に結成された事業共同体であること。
- ② 本業務の履行に必要な要因を配置できる者であること。
- ③ 事業共同体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の事業共同体の構成員となることはできない。

(3) 単体企業及び事業共同体の各構成員の参加資格要件

構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ① 地上自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 黒潮町建設工事入札参加資格停止措置要綱に規定する入札参加資格停止処分を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ④ 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- ⑤ 黒潮町から黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成26年3月19日規則第4号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込の期限日から審査委員会の審査までの期間内に受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

3. 失格事項

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- (1) 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに係わる不正な接触の事実が認められた場合
- (3) プロポーザルの手続きの過程で、黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

4. 参加手続

プロポーザルに係る書類等の配布期間

配布期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時00分から午後5時00分まで

ただし、町公式HPからは当該期間内に24時間取得可能

5. 事務局

黒潮町 産業推進室 商工係

担当者：今城、下谷

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

電話番号：0880-43-2113

メールアドレス：10420040@town.kuroshio.lg.jp

（「lg」は「LG」の小文字です）